

令和7年度和倉温泉の温泉熱活用可能性調査業務委託
仕様書

1. 委託業務名

令和7年度和倉温泉の温泉熱活用可能性調査業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 委託期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

3. 業務目的

本業務は、七尾市や和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会が復興プラン等で目指す、地域資源である温泉を有効活用したエネルギーコストの軽減や先進的な観光地としての和倉温泉の復興というビジョンの実現を支援するため、国の補助金を活用して、温泉熱活用技術の導入可能性調査を行うものである。

4. 業務の内容

(1) 和倉温泉の各施設における温泉利用に係る現況分析

ア. 調査対象施設の設定

和倉温泉において、本業務で調査の対象とする施設は、和倉温泉旅館共同組合（以下「組合」という。）に加盟している20施設のうち、調査について承諾を得た施設とすること。なお、詳細については県と協議のうえ、決定すること。

イ. 施設等の調査方法

施設等の調査は、詳細調査を行う訪問調査とすること。

調査対象施設はアで示した施設とする。なお、各施設への協力依頼は、組合と協力して行うこと。

ウ. 調査内容

温泉熱活用のポテンシャルを分析し、導入効果の高い温泉熱利用設備（システム構成）を検討するため、以下の現況データを収集・整理する。

- ・源泉から各旅館への配湯系統詳細、水温、料金等の調査
- ・源泉から各旅館への配湯量の流量計による実測調査（季節変動、時間変動含む）
- ・各旅館の温泉の貯湯量・温度、排湯量・温度、加水量、配湯系統、重油・電気等の使用状況、経費等
- ・既存システムの確認（現状保有しているシステムや配管の状況等の確認）
- ・温泉熱ポテンシャルの評価（温泉熱・排湯熱利用率・量の確認等）

- ・維持管理方法検討のための情報
- ・その他の委託者が必要と認める情報

(2) 温泉熱利用設備（システム構成）の提案

ア. 内容

経済性・環境性・社会性の導入効果の高い温泉熱利用システムに向けて、単独施設での利用（各旅館へのシステム導入）、複数施設での利用（源泉や中間貯湯槽へシステム導入して集中配湯）の両面から検討するため、以下について調査し、結果を整理し、検討結果をまとめた各旅館への提示資料を作成する。

なお、提示資料の作成にあたっては、設備を通常更新した場合と提案内容との比較（差額）での評価を行うこと。

- ・導入効果の高い温泉熱利用システムの検討
- ・整備内容、整備費
- ・経済性（キャッシュバランス、ランニングコストメリット）の導入効果の確認
- ・環境性・社会性の導入効果の確認
- ・設備の設置場所
- ・二酸化炭素排出量の把握及び排出削減対策
- ・設備導入にあたり利用可能な補助金
- ・配湯量変更の検討（各施設の温泉利用状況、条件、希望等の確認）

(3) 報告書の作成

調査結果を報告書としてとりまとめること。

5. 成果物

報告書 2部（A4版）

概要説明資料（地元配布用）30部

各旅館への提示資料 各2部

報告書等の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 1式

6. 打合せ・協議等

業務着手時 1回

成果品納入時 1回

7. その他

- (1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は委託者に帰属する。
- (2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は

従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。
- (4) 業務の遂行に当たっては、随時、委託者との打合せを行い、委託者の意向を業務に十分反映させること。
- (5) 受託者が提案した企画提案をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成すること。
- (6) 受託者は、本調査の結果及び参考資料等、この業務のために委託者が提供する資料の一切については、委託者の許可なくして、この業務以外での使用又は第三者に譲渡、提供等の行為をしてはならない。
- (7) 受託者は、業務遂行に当たり、この仕様書に明記していないことがあった場合又はこの仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、その他業務に関し問題等が生じたときは、速やかに委託者と協議の上、誠意をもって解決するよう努めるものとする。